

令和8年度 三手当等リーフレット

- 三手当(通勤手当・住居手当・扶養手当)・児童手当を受給するには職員自らの届出が必要です。
- 学校の給与事務担当者に相談の上、認定権者(学校長)へ届出をしてください。
- 届出後は、手当が正しく支給されているか、各自給与支給明細書等で御確認ください。
- 届出時と状況・内容に変化があれば、認定権者等に申し出て直ちに必要な届出を行ってください。
- 給与振込口座変更や口座名義変更を行う場合は、学校の給与事務担当者へ事前に申し出てください。

こんな変更ありませんか？

- ・通勤経路・通勤方法、運賃等
- ・家賃額
- ・被扶養者の人数・収入
- ・改姓等

<支給の始期及び終期>

- 新規又は手当の増額の場合は事実発生日から**15日以内**の届出であれば、事実発生日の翌月から手当が支給されます。ただし、事実発生日が1日で15日以内に届け出た場合は当月から支給されます(児童手当を除く)。

例：4月1日付で採用され、通勤届を4月15日までに提出し、認定されれば4月分から支給されますが、届出が16日以降になると、5月分からしか支給されません。

- 手当の減額の場合は、届出年月日にかかわらず事実発生日の翌月から減額されます。ただし、事実発生日が1日の場合は当月から減額されます(児童手当を除く)。

例：4月1日に電車から徒歩通勤に変更し、通勤手当額が0円になる場合は、届出が15日を経過した4月16日以降の届出でも、4月分の通勤手当から0円になります。

届出が遅れると支給開始の遅れや遡って返納が発生する場合がありますので**速やかに届出**をお願いします。

■通勤手当■

○支給要件

住居から学校まで徒歩での最短距離が片道2km以上あり、交通機関(電車・バス等)を利用して運賃を負担している場合や交通用具(自転車等)を使用している場合に支給されます。

※通勤距離が2km以上であっても、徒歩で通勤する場合、往路又は復路のみ交通機関を利用している場合などは支給されません。家族等が運転する車などに便乗する場合も同様です。

○通勤手当額

①交通機関等 —— 発行されている最長期間定期券等の額の6か月分

②自転車等 —— 通勤距離に応じた1か月あたりの額の6倍

※通勤の方法が往路と復路とで異なったケースでは認定できません。

※通常、4月と10月に支給されます。

臨時的任用職員等の通勤手当について

臨時的任用職員等の通勤手当は、採用日から支給されます。採用日が月途中の場合は、その月は任用期間に応じて1か月分の日割額が支給されます(交通機関等の認定で、複数月の定期券額で支給した方が安価となる場合は、その定期券額で支給されます。)

支給額については、学校の給与事務担当者にお問い合わせください。

■住居手当■

○支給要件

住居手当は下記の3つの条件をすべて満たしている場合に限り支給されます。

①原則、職員又は扶養親族が契約していること

②職員が16,000円を超える家賃を支払っていること ※家賃が無料となる期間は支給要件を満たしません。

③職員が生活の本拠地として居住していること

○住居手当額 限度額28,000円

①家賃の月額が27,000円以下の場合

家賃 - 16,000円 = 住居手当額(100円未満切捨)

例: 26,000円 - 16,000円 = 10,000円

②家賃の月額が27,000円を超える場合

(家賃 - 27,000円) ÷ 2 + 11,000円 = 住居手当額(100円未満切捨)

例: (50,100円 - 27,000円) ÷ 2 + 11,000円 = 22,550円 → 22,500円

○共益費

住居手当の算出基礎となる家賃額には、共益費は含みません。契約書上、共益費込みで家賃額が記載されている場合、家賃額と共益費の額がわかる書類(証明書等)が必要になります。

○親子間賃貸

親子間賃貸借(父母又は配偶者の父母との賃貸借)契約に基づく借家・借間は、原則として住居手当の支給対象とはなりません。例外については学校の給与事務担当者に御相談ください。

○その他

- ・家賃が口座振替、引き落としなどの場合、本人又は扶養親族名義の口座でない場合は、認定できません。
- ・家賃額や契約内容等に変更があった場合、手当支給額に変更がなくても届出が必要です。
- ・住居手当受給中に無料期間がある場合は、直ちに届出を行ってください。届出が遅れると遡って手当の返納が必要となります。
- ・支給要件に該当しないことが判明した場合、5年間遡って160万円以上の返納が生じることがあります。

■扶養手当■

○支給要件

(1) 扶養親族の範囲

次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者。

- ① 子及び孫(※1)
- ② 父母及び祖父母(60歳以上の者)
- ③ 弟妹(※1)
- ④ 身体又は精神に著しい障がいのある者(終身労務に服することができない程度)(※2)

※1: 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※2: 認定の可否について事前に大阪府教育庁教職員室教職員企画課への照会が必要。

(2) 扶養親族にできない者

- ① 民間その他から扶養手当等の支給を受けている者
- ② 将来に向かって1年間の所得が130万円以上である者

(ただし、満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者にあたっては、年額150万円以上である者)

※なお、恒常的な所得の年額が130万円未満であっても資産を有し、それにより自ら生計を営むことができる者等は「他に生計の途がなく」に該当しないので、扶養親族とすることはできません。

(御自分の年金等だけで特別養護老人ホーム等の施設費用を賄うことのできる方も同様です。)

○扶養手当額(月額)

配偶者	子/人		配偶者と子以外/人
0円	13,000円	*15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(特定期間)にある子は5,000円加算	6,500円

○扶養手当における所得(収入)の考え方

扶養手当における扶養親族の所得について(所得税法の所得の考え方とは異なります。)

※所得税法 → 1月~12月

※扶養手当 → 将来に向かっての1年間 例: 7月~翌年6月、2月~翌年1月などの12か月

○所得(収入)の限度額について

- ① 年額で判断 ⇒ 年金、事業所得、農業所得等 ⇒ 年額限度額 1,300,000円未満(※)
- ② 月額で判断 ⇒ 給与(アルバイト収入など含む) ⇒ 月額限度額 108,334円未満
- ③ 日額で判断 ⇒ 雇用保険の受給等 ⇒ 日額限度額 3,612円未満

※父母の収入が合計で260万円以上ある場合、たとえ一方の収入が130万円未満であっても、両者とも認定できません。

※事業所得額を判断する際に控除できる必要経費については、所得税法の考え方とは異なりますので、事前に学校の給与事務担当者に御相談ください。

※年金、アルバイト・パート収入、雇用保険等については、税法上の所得ではなく収入額で要件の有無を判断します。

※通勤手当については、非課税の場合は所得(収入)に含まず、課税の場合は所得(収入)に含みます。

※各限度額に達した場合は直ちに認定権者等に申し出て必要な届出を行ってください。

限度額超過により遡って認定が取消された場合、取消後支給要件が満たされていたとしても、新規認定を遡って行うことはできません。

例) 令和8年4月2日に、

令和6年8月から限度額を超過しており消滅となるが、令和7年12月1日より所得が下がり支給要件を満たすことが判明した。

扶養手当は令和6年8月に遡って消滅することとなったため、新規認定の届出を令和8年4月15日に届け出た。

返納が必要な期間 → 令和6年8月~令和8年4月

手当支給開始時期 → 令和8年5月~(事実発生日は令和7年12月1日であるが、届出遅れのため令和8年5月より支給)

注) 返納期間は令和6年8月~令和7年11月となりません。また、新規認定の届出は過去に遡ることはできません。

■パターン1

令和7年	4月	80,000円
	5月	89,000円
	6月	110,000円
	7月	125,000円
	8月	98,000円
	9月	85,000円
	10月	130,000円
	11月	90,000円
	12月	100,000円
令和8年	1月	99,000円
	2月	80,000円
	3月	90,000円
	4月	95,000円
	5月	98,000円

平均
111,000円

合計
1,200,000円

■パターン2

令和7年	4月	80,000円
	5月	89,000円
	6月	110,000円
	7月	72,000円
	8月	98,000円
	9月	98,000円
	10月	130,000円
	11月	90,000円
	12月	100,000円
令和8年	1月	100,000円
	2月	120,000円
	3月	108,000円
	4月	95,000円
	5月	180,000円

平均
93,333円

合計
1,301,000円

パターン1 6月に月額限度額を超えているので、この月からの3か月平均額と年額で継続認定できるのか判断します。3か月平均で 111,000 円と月額限度額を超過しているため、6月から扶養手当が非支給となり6月分以降支給しているのであれば返納になります。
 なお、月額限度額を上回る場合でも、月額限度額を超えた月から向こう1年間の収入が130万円未満であることが就職先との合意書等の書面により確認できる場合は認定可能です。
 ※結果的に130万円を超えた場合は、遡って認定を取り消すことになります。

パターン2 パターン1と同様に3か月平均額と年額で継続認定できるのか判断します。3か月平均では 93,333 円と月額限度額を下回っていますが、年額では 1,301,000 円と月額限度額を上回っているため、6月から扶養手当が非支給となり6月以降支給しているのであれば返納になります。

※勤務先の人手不足による労働時間延長等により一時的に扶養認定にかかる収入の限度額を超過した場合は、勤務が一時的な収入変動である旨を証明することで認定を継続することが可能な場合があります。

■児童手当■

○支給要件

- ・日本国内に住所を有し、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)を監護・養育していること。
- ・監護・養育している児童が日本国内に住所を有していること(海外留学等は除く)。
- ・児童手当は父母等のうち所得のより高い者に支給されます。

○支給額 (児童1人につき月額)

3歳未満	15,000円	第3子以降は30,000円	※子のカウントについては、監護に相当する世話をし生計費を負担している大学生年代(平成16年4月2日から平成20年4月1日までに出生)の子から数えます。大学生年代の子については「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することでカウントに加えることができます(子の進学・就職等は問わない)。 子が3人に満たない場合は確認書の提出は不要です(多子加算対象外)。
3歳以上高校生年代まで	10,000円		

○大阪府からの支給について

児童手当は原則として住所地の市町村から支給されるものですが、公務員【注意】については特例により所属(大阪府教育委員会、以下「大阪府」とする)から支給されます。

【注意】大阪府からの支給の対象となる公務員とは、公立学校共済組合の年金に加入している者に限ります。

⇒臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員については、一般厚生年金に加入しているため市町村での受給となります。特に市町村から受給されている臨時的任用職員については、任期付職員(育児休業代替もしくは配偶者同行休業代替)となった場合、公立学校共済組合の年金に加入となるため、児童手当については大阪府からの支給となりますので、請求遅れの無いようご注意ください。また、任期付職員を退職した場合や任期満了に引き続き臨時的任用職員に任用された場合は、同様に市町村への請求が必要です。

○児童手当を受給するために⇒事実発生日から15日以内に提出書類を揃えて認定請求を行う。

〈認定請求が必要な主な事例〉

- ・新たに児童が出生した場合 : 出生日の翌日から15日以内
 - ・公務員間の異動(市町村教育委員会、他府県等) : 大阪府での採用日から15日以内
 - ・採用に伴い公立学校共済組合の年金に加入した場合 : 採用日(加入日)から15日以内
- 請求が遅れると、受給できない期間が発生する場合があります。

○提出書類（以下記載以外に必要なに応じて書類を提出していただく場合があります）

- ・認定請求書（様式第2号）
- ・世帯全員の住民票の写し（続柄入り・マイナンバーの記載がないもの。コピー可）
- ・請求者及びその配偶者の最新の所得証明書（コピー可）
 - ⇒配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象の場合は配偶者の書類は不要。
 - ⇒配偶者がいない場合は提出不要。ただし、ひとり親であることが確認できる書類（戸籍謄本等 コピー可）
- ・児童手当受給事由消滅通知書（写し）
 - ⇒既に市町村又は大阪府以外の勤務先（所属）で受給していた場合のみ必要。

■手当認定後の事後確認について■

学校長は、通勤・扶養・住居手当の認定後に支給要件について事後確認を行うこととなっています。受給している手当に関して学校長から確認書類等の提出を求められた場合は、速やかに御提出ください。

○通勤手当（通勤手当規則第22条）

- ・実施時期 年1回以上（予告なしに対象者全員に実施）
- ・通勤の実情の確認及び通勤手当の額が適正であるかどうかを定期券等で確認します。実施時期の属する月の前月を含めた過去6か月の期間における定期券等（回収される前の写し等）を御自身で保存しておいてください。
 - ※回数券（回数カード）を購入している場合やICOCAやPITAPA等を利用している場合には、利用実績（最低1か月程度）が確認できる書類を提出してください。
- また、交通用具を使用している場合には、通勤確認書・駐車場等の領収書の写し等を提出及び運転免許証・自動車検査証を提示又は写しを提出してください。

○扶養手当（扶養手当規則第3条）

- ・実施時期 2年に1回以上。
- ・扶養親族の所得及び扶養事実等を扶養手当認定状況確認調査票及び確認書類で確認します。
- ・確認書類は扶養親族の現状により異なります。詳しくは学校の給与事務担当者へお問い合わせください。

○住居手当（住居手当規則第9条）

- ・家賃の領収書等で実態や月額家賃額を確認します。

次の場合は追給や返納になる可能性があるので気をつけてください！！

★通勤手当を受給している方へ～通勤実態に変化はありませんか？

- ・認定当時には無かった道が開通するなどして、使用距離を測定した経路が変わった。
- ・認定当時と現在とで、通勤経路（使用路線・乗継方法等）を変えた。
- ・利用している交通機関に運賃改定、ゾーン定期や連絡定期などが新設された。
- ・家族等の車で送迎してもらうことになった。
- ・通勤方法を変えた。例）バス→徒歩、交通機関→バイク・自動車、徒歩→自転車 など

利用している交通機関で運賃改定があった場合は認定権者等に連絡を！

★住居手当を受給している方へ～契約内容に変化はありませんか？

- ・家賃額に値上がりや値下がり（無料期間、キャッシュバックを含む）があった。
- ・貸主・借主等の名義に変更があった。
- ・家賃の支払い先が変更となった、家賃の支払い名義を変更した。

★扶養手当を受給している方へ～扶養親族の所得等に変化はありませんか？

- ・退職した扶養親族等が雇用保険を受給するようになった。
- ・子ども等がパート・アルバイトを始めた、収入が高くなったなどの変化があった。
- ・父母等が事業を開業又は廃業する、年金（非課税も含む）を受給するなどの状況になった。
- ・扶養親族が同居から別居に変わった、別居している扶養親族に別の同居者ができた。
- ・扶養親族が施設へ入所し、年金等の収入で施設利用料を支払っている。
- ・扶養親族（父母）が65歳になり、年金の金額に変更があった。

以上の内容などで、思い当たるところがある方は、学校の給与事務担当者までお知らせください。

届出を怠ると、事実発生の日を遡って（最大5年間）手当を返納することになりますので、御注意ください。

学校総務サービス課小中学校グループのHPでも各種手当について掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180130/gakkosomuservice/fuhiteate/index.html>

